

2026年3月19日

令和7年（ネ）第4938号 損害賠償等請求控訴事件  
控訴人側意見書の要旨

青山学院大学法学部教授

岡田 直己

n\_okada@als.aoyama.ac.jp

090-5314-1535

原審裁判所は、本件では「給付を前提とした具体的な給付水準というよりも、給付内容を明確化する前提となる契約内容そのもの（そもそも契約内容に含まれるか）及び下請代金の額自体が問題となっており、発注内容等を明確化し、紛争を事前に予防するという下請法3条の趣旨にも照らせば、本件書籍が情報成果物に該当するとの性質を踏まえても、被告の違反の程度は軽視できない」と判示するにもかかわらず、被控訴人（以下「Y」）が控訴人（以下「X」）に対し下請法3条1項に違反して「本件書籍一式の制作」という情報成果物作成委託をしたという事実を軽視し、下請法4条2項4号（不当な給付内容の変更）の解釈を誤り、認定事実に対し誤った解釈を適用している。原判決の認定事実によれば、本件解除が下請法4条2項4号に違反するものであることは明らかであって、YがXに支払った約〇〇万円という金員は本件請負契約の解除に係る損害の賠償（民法641条）として明らかに不十分な額である。本件解除は下請法違反行為として不法行為（民法709条）を構成するため、YはXに対し、本件解除時までのXの実稼働部分の報酬及びXが本件解除によって被った損害に相当する金員（XがYとの合意に基づき再委託した本件書籍一式の制作に係る「外注者」の本件解除時までの実稼働分の報酬）を支払う義務を負うというべきである。

#### I 下請法4条2項4号の解釈及び適用

本件業務委託が下請法3条1項に違反して行われている以上、本件作り直し指示が下請法4条2項4号（不当な給付内容の変更）に当たるか否かの判断の基礎となる事実は存在しないため、裁判所が審理し判断すべき事実は本件作り直し指示ではなく本件解除である。公取委の見解にもあるとおり、本件解除のような発注取消し（契約の解除）も「下請事業者の給付の内容を変更させること」に該当する。

#### 1 「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないこと

原審裁判所は「本件解除に至った事情として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないとまでは認め難く、下請法4条2項4号違反該当性の前提を欠くというのが相当である」

と判示しているが、原判決の認定事実に対し同号の不当性要件に関する解釈を適用すれば、本件解除はXという「下請事業者の責めに帰すべき理由」がないにもかかわらず行われたものと判断されるべきであり、具体的には次のとおりである。

- ① XがYに対し給付内容の変更を要請した事実はないこと。
- ② 本件業務委託が下請法3条1項に違反して行われている以上、Xの給付内容が「3条書面に明記された委託内容とは異なること」を判断することは不可能であるほか、Xの「給付に瑕疵等があることが合理的に判断される」状況を想定することも不可能であること。
- ③ Yらが、Xによる仕様の明確化の求めを拒絶した上で、Xに継続して作業を行わせ、その後、給付内容が委託内容と異なるとして給付内容の変更たる本件解除を行うことは、Xの費用の全額を負担しなければ下請法上認められないこと。
- ④ 本件作り直し指示後におけるXのYに対する「提案」は、本件業務委託の内容に関するものではないため、給付内容が委託内容と異なるとして給付内容の変更たる本件解除を行うことは、Xの費用の全額を負担しなければ下請法上認められないこと（3条書面が不交付である以上、Xの提案が本件業務委託の内容に関するものであったというYの抗弁は許されるべきでないこと）。
- ⑤ 情報成果物作成委託の下請事業者が作業遅延によって3条書面で明示された納期を守らない場合、親事業者が当該下請事業者に対し給付内容を変更すること（発注の取消し（契約の解除）を含む）は、当該変更に係る合意が当事者間にないなど、当該下請事業者に対し実質的に損害を生じさせるときは、下請法4条2項4号に違反するところ、本件では、本件業務委託の給付の納期が3条書面の不交付ゆえに明示されていないほか、本件解除はXとの合意に基づく行為ではないため、同号に違反すること。

2 Yに対する公取委の行政指導が本件解除の下請法4条2項4号違反を否定するものではないこと

公取委が「本件書籍の制作にかかる被告の一連の行為につき下請法……第4条第2項第4号の規定に違反するおそれがある行為であると認定し、被告に対して指導を行った」という事実が認められているが、公取委の認定が「違反するおそれがある行為」に止まった理由は、本件解除がXという「下請事業者の責めに帰すべき理由」はないのに行われ、Xという「下請事業者の利益を不当に害」するか否かを判断するに当たって、本件では3条書面が交付されていない以上、Xの給付内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項の全部が不明であるため、公取委はYが負担すべきXの費用を特定することができなかったことにあると考えられる。YはXの費用を全く負担しなかったわけでもないため、公取委は行政調査の結果として「違反するおそれがある行為」という認定に止めたと考えられる。

しかし、そのような公取委の事実認定及び行政指導は本件解除が下請法4条2項4号に

違反するという評価を左右しない。原判決の認定事実によれば、Yが本件解除の際にX及びその外注者に対し実稼働部分に関するギャラ（報酬額、編集額及び経費）を支払うべきであると認識していたことは明らかであるところ、YがXに対し提案した支払金額は外注者請求の報酬総額の約15%に過ぎない額であるため、給付内容の変更たる発注の取消し（契約の解除）を行ったYにおいて、本件解除の「結果として下請事業者が負担することとなった費用」を「全て負担」しておらず、「下請事業者の利益を不当に害」することに当たり、下請法4条2項4号に違反するといえる。

### 3 原判決の法令の解釈適用が誤りであること

#### (1) 「本件解除に至った事情」は下請法4条2項4号違反該当性の前提を欠くという判断が誤りであること

原審裁判所は、「本件解除に至った事情として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないとまでは認め難く、下請法4条2項4号違反該当性の前提を欠くというのが相当である」と判示し、その理由として以下の3つを挙げているが、いずれの理由も当該判示を導くものではなく失当である。

- 「本件書籍のシナリオないしプロットの制作過程で、原告から提案された内容や具体的な進め方等が著者ないし監修者であるAの要望等に必ずしも沿わない面があったことは否定できないこと
- ➡ Xの提案内容等がAの要望等に必ずしも沿わない部分を含んでいたことの原因は、3条書面の不交付、YにおけるAの要望等の不十分な把握に基づく本件業務委託の発注、Aが「著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」としてXへの協力を拒絶したことなど、Y側の不適法又は不十分な対応にあるというべきであり、原判決で挙げられている前記の理由は本件解除に至った事情についてXに対する不当な責任転嫁となっている。Xは、Aに対し積極的に意見を求めることが抑止されたり、「Aの反応」を得るまでに約3週間も待たされたりしており、3条書面の交付さえ受けていない状況でY側から不当な扱いを受けているというべきである。
- 原告が本件作り直し指示後において本件書籍の出版の「スケジュール面においても、被告の要望に応えることができない状況に至ったことなどが認められ」ること
- ➡ 本件作り直し指示後、XはYから本件書籍の出版予定時期の変更を告げられているが、当該変更はY側の一方的な理由によるものである。また、YがXに対し「制作期間がより短いスタッフに変更する可能性（筆者挿入：本件業務委託に係る契約の解除の可能性）」についても示唆した上で、その翌日に本件解除に及んでいることは、YがXの本件作り直し指示を受けたという事情を十分に斟酌せず、Yの都合のみで本件解除を通知したというべきである。
- 「その後、概ね被告の要望に沿うスケジュールで、被告が新たに委託した制作陣により本件書籍の出版に至っていること」

➡ X-Yの取引に係る事実をいうものではないため、そもそも本件解除に係る「下請事業者の責めに帰すべき理由」に該当し得ない。むしろ、前記2つの理由に係る認定事実と総合して評価すれば、本件解除がXという「下請事業者の責めに帰すべき理由」が全くないのに行われたものであることを証明するものである。Yが新制作陣に対し本件書籍の制作を依頼する際は、X-Yの従前のやりとりから、Aの要望等に沿ったシナリオ（プロット）の作成方法や作業工程が一定程度明らかになっていたと考えられるが、新制作陣がそのような作成方法等で業務を遂行してもなお、本件書籍の出版に4か月以上の時間を要しているという事実は看過されるべきでない。Xの場合、3条書面がYから交付されず、本件書籍のプロット案に対するAの反応は本件作り直し指示まで約3週間示されず、さらには、本件作り直し指示後のシナリオ（プロット）の作成方法等に関するAの意向もその後約1週間示されなかったという事実に鑑みれば、新制作陣の場合より1か月以上短い時間で業務を遂行するよう求めることはXに対し無理を強いるものというべきであり、原判決の認定事実の全体に照らせば到底許されない。

(2) 本件解除が下請法4条2項4号の趣旨に反しないという判断が誤りであること

原審裁判所は、「本件書籍の制作は思想や感情を表現する創作活動であり、著者ないし監修者による評価及びその意向に基づき作業を進める必要があることに加え、被告が、原告に対し、最終的な合意には至らなかったものの、本件解除時までの実稼働働分（原文ママ）の業務に対する報酬ないし費用等として約〇〇万円の支払を行ったという本件解除後の事情も加味すれば、……本件解除が下請法4条2項4号の趣旨に反するとか、本件請負契約に基づく原告の業務に対する尊厳を毀損し、原告の権利を侵害したとまで評価することはできず、……本件解除が不法行為に当たるとはいえない」と判示している。しかし、ここでは不法行為の該当性は措くとして、以下のとおり、下請法4条2項4号の趣旨に反しないという判断は失当である。

- 本件書籍の制作が「思想や感情を表現する創作活動であり、著者ないし監修者による評価及びその意向に基づき作業を進める必要がある」ことは是認できるが、本件書籍のシナリオないしプロットに関するXの提案内容等が著者ないし監修者であるAの要望等に必ずしも沿わない部分を含んでいたことの原因は、3条書面の不交付、YにおけるAの要望等の不十分な把握に基づく本件業務委託の発注、Aが「著者に対してアイデア出しを求められることについても負担感がある」としてXへの協力を拒絶したことなど、Y側の不適法又は不十分な対応にあるというべきである。
- 本件業務委託の実態はXに対するいわば丸投げというべきものになっているほか、XがY側に提出した本件書籍のプロット案についてみれば、Aは要望等を何ら伝達しないまま「仕切り直しを求め」ており、Xは自らの提案内容等に対しAの要望等を反映させる機会さえ与えられていない。このような事情があるにもかかわらず、Xの提案内容等がAの要望等に必ずしも沿わない部分を含んでいたという事情をXに

とって不利なものとして評価することは、情報成果物作成委託の受託者に対し過酷を強いるものであって、到底容認されるべきことでない。

- 「本件解除後の事情」についてみれば、給付内容の変更たる発注の取消し（契約の解除）を行ったYにおいて、本件解除の「結果として下請事業者が負担することとなった費用」を「全て負担」しておらず、「下請事業者の利益を不当に害」することに当たるといふべきである。

## II 不法行為の該当性及びXに生じた損害

### 1 本件解除が不法行為に当たること

#### (1) Yの下請法3条1項に違反する行為が不法行為に当たること

裁判例によれば、親事業者が情報成果物作成委託に係る3条書面と部分的にでも代替し得る書面を交付せず、納品日等が下請事業者の提案によって定められていない場合には、下請法3条1項に違反する行為は同条の趣旨に照らしてその不当性が強く、当該委託に係る契約は公序良俗に反する法律行為として無効といえるため、商法512条の規定による相当報酬の不払いにつき不法行為は成立する。また、下請事業者が親事業者の依頼に基づき情報成果物作成委託に係る業務の一部を外注者へ再委託している場合には、当該下請事業者が受け取るべき相当報酬は当該外注者の受け取るべき相当報酬を含むものと解される。このような法解釈を原判決の認定事実に応用すると、Yの下請法3条1項に違反する行為は同条の趣旨に照らしてその不当性が強く、それゆえに、本件業務委託に係る契約は公序良俗に反する法律行為として無効といえるため、相当報酬の不払いにつきYの不法行為は成立する。また、Xの受け取るべき相当報酬は、本件業務委託に係る外注者の受け取るべき相当報酬（本件業務委託の再委託に係る実稼働部分の報酬）を含む。

#### (2) Yの下請法4条2項4号に違反する行為が不法行為に当たること

裁判例によれば、発注の取消し（契約の解除）という一方的単独行為が下請法4条に違反する行為である場合には、その不当性の強さは明らかであるため、当該行為を理由として不法行為による損害賠償義務が生じるものと解される。このような法解釈を原判決の認定事実に応用すると、本件解除に至った事情はY側の不適法又は不十分な対応にあるほか、本件解除はXが本件作り直し指示を受けたという事情を十分に斟酌せずYの都合のみで行われているため、本件解除の不当性は下請法4条2項4号の趣旨に照らして著しく強いものである。Yにおいて本件解除を理由として不法行為による損害賠償義務を負うことは明らかである。

### 2 Xに生じている損害

(省略)

### Ⅲ 結語

Yの下請法3条1項及び同法4条2項4号に違反する行為があり、当該行為は不法行為に当たるため、Yは当該不法行為によってXに生じた損害を賠償する責任を負うというべきである。原判決は、下請法4条2項4号の解釈適用を誤るものであるため、取り消されるべきである。

本件がフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号））の施行後の事案であったならば、Yに対する公取委の行政指導は同法に基づき行われたと考えられる（公取委「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び取適法との適用関係等の考え方」（令和6年5月31日公表、令和8年1月1日改正））。公取委＝厚労省「フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果」（令和6年10月18日）によれば、取引条件が発注者から明示されなかった又は明示されなかったことがある個人事業主は44.6%（前掲9頁）、発注者から給付内容の変更を受けたことがある個人事業主は36.4%であり（前掲23頁）、給付内容の変更を受けたことがある個人事業主の57.9%は当該変更により個人事業主に生じた費用を発注者に負担してもらえていない（前掲23頁）。このように、少なからぬ個人事業主が、下請法上の3条書面に相当する取引条件の明示がされないまま業務委託の発注を受け、不当な給付内容の変更を強いられているという実態がある。後者のような泣き寝入りについては、本件のような情報成果物作成委託（前掲実態調査における情報通信業（映像・画像・音楽制作、編集の業務を含む））の受注者たる個人事業主の割合が調査対象12業種のワースト第2位である。

Xも前記のような泣き寝入りを強いられている個人事業主の一人である。情報成果物作成委託に係る取引条件が発注者から明示されないまま、当該委託に係る業務が情報成果物の基礎となる著作物の著者等の意向などに基づき遂行されるべきものとされ、発注者側の不適法又は不十分な対応に振り回された末に、受注者としての帰責事由がないにもかかわらず、当該委託に係る契約が発注者による費用の負担なく解除される——。このような取引の実施が下請法やフリーランス法の目的や趣旨に反する行為であることは明らかであり、本件のように、下請法違反行為がその強い不当性ゆえに不法行為を構成する場合には、受注者たる個人事業主は発注者の損害賠償によって救済されるべきである。本件原判決の取消しによってYの損害賠償責任を認めることは、Xが受けるべき救済の実現となるだけでなく、前記のような泣き寝入りを強いられていたり強いられかねない状況に置かれている個人事業主にとって福音となる。裁判所による法令の正しい解釈適用を強く望むものである。